

居宅介護支援センター「えくぼ」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団聖来美クリニック |
| (2) 法人所在地 | 石川県白山市井関町1 1 5 番地 1 |
| (3) 電話番号 | 0 7 6 - 2 7 8 - 7 0 7 0 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 渡邊 文生 |
| (5) 設立年月 | 平成17年 10月 5日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 居宅介護支援事業

令和 6年 7月 1日指定

1 7 1 2 2 1 0 7 0 5 |
| (2) 事業所の名称 | 居宅介護支援センター えくぼ |
| (3) 事業所の所在地 | 石川県白山市平加町二 6 6 番地 1 |
| (4) 電話番号 | 0 7 6 - 2 5 9 - 6 0 2 0 |
| (5) 管理者氏名 | 入江 信行 |

(6) 開設年月 平成18年 7月 1日

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成にあたっては、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができること等、利用者の主体的な参加を促してゆきます。

サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整等連携を図り総合的なサービスの提供に努めることを運営の方針とします。

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) サービス提供地域 白山市（美川・松任地域）川北町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
定休日	土曜日、日曜日、祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）
受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後4時30分 但し、上記の営業日、営業時間外に留守番電話等により相談を受けた場合には迅速に対応いたします。

5. 職員体制

当事業所では、以下の職員を配置しています。

職 種	常 勤（兼務）	計
1. 管理者	1 名	1 名
2. 介護支援専門員	1 名以上	1 名以上

6. 当事業所が提供するサービス

(1) 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えてい

る問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該作成後においても、介

護サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者が求めるサービスが適

切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。

(2) 介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用出来るよう、心身の状況等を勘案

して、利用するサービスの種類及び内容等を定めた居宅サービス計画を作成します。

(3) 事業所間の連絡、調整

当該計画に基づいたサービス提供が確保されるように事業者との連絡調整を行います。

(4) 相談業務

電話、訪問、来所等をととして利用者からの相談に適切に対応します。

(5) 申請代行

介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。

(6) 給付事務

国保連に提出する介護保険の給付管理を行います。

7. 利用料金

利用料は介護保険で10割給付される為、自己負担はありません。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (管理者) 入江 信行

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話番号 076-259-6020

FAX 076-259-6021

(2) 行政機関その他苦情受付機関

☐ 白山市美川支所 市民福祉課

所在地 白山市美川浜町3103

電話番号 076-278-8117

FAX 076-278-6699

☐ 白山市市役所 健康福祉部

所在地 白山市倉光町2-1

電話番号 076-274-9529

FAX 076-275-2211

☐ 石川県国民健康保険団体連合会

所在地 金沢市幸町12-1

電話番号 076-261-5191

☐ 石川県社会福祉協議会

所在地 金沢市本多町3-1-10

電話番号 076-224-1212

FAX 076-222-8900

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げると

おり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 入江 信行

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修会を実施しています。

サービス提供中に、当該事務所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 秘密保持について

事業者及び事業者の従業員は、居宅介護支援サービスを提供するうえで知り得たご契約者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、ご契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供できるものとします。

ご契約者に係る他の介護事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合、また、介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合等には、その情報が用いられるご利用者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者、そのご家族等の個人情報を用いることができるものとします。また、

ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

1 1. 事故発生について

- (1) 居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (3) 居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な損害賠償を速やかに行います。

1 2. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 従業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 3. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 身体拘束等の適正化について

- (1) 利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

居宅介護支援サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

医療法人社団聖来美クリニック

居宅介護支援センター えくぼ

担当介護支援専門員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

利用者代理人

住 所

氏 名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医療機関などと連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤当事業所と指定居宅サービス等の事業所の事業所との意識の共有を図る観点から、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めます。
- ⑥介護保険法に上に位置付けた地域ケア会議において、個別のマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めます。
- ⑦前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、訪問介護等をいう）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したサービス計画における訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を別紙

により説明に努めます。

- ⑧事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、下記事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合

- ②要介護認定によりご契約者が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、

必要な援助を行うよう努めます。

【別紙】

<利用料金及び居宅介護支援費>

居宅介護支援費（Ⅰ）

区分	要介護度	基本単位
(ⅰ) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 未満 又は 45 以上である場合においての、45 未満の部分	要介護 1・2	1 0 8 6
	要介護 3・4・5	1 4 1 1
(ⅱ) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 以上 である場合においての、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	5 4 4
	要介護 3・4・5	7 0 4
(ⅲ) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 以上	要介護 1・2	3 2 6

である場合においての、60 以上の部分	要介護 3・4・5	4 2 2
---------------------	-----------	-------

居宅介護支援費（Ⅱ）

区分	要介護度	基本単位
(i) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 50 未満 又は 50 以上である場合においての、50 未満の部分	要介護 1・2	1 0 8 6
	要介護 3・4・5	1 4 1 1
(ii) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 50 以上 である場合においての、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	5 2 7
	要介護 3・4・5	6 8 3
(iii) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 50 以上 である場合においての、60 以上の部分	要介護 1・2	3 1 6
	要介護 3・4・5	4 1 0

< 利用料金及び居宅介護支援費（減算） >

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80％以上集中（指定訪問介 護・指定通所介護・指定地域密 着型通所介護・指定福祉用具 貸与）	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供で きていない場合 運営基準減算が 2 か月以上継 続している場合	基本単位数の 50％に減算

業務継続計画未実施減算	・以下の基準に適合していない場合 ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の措置が講じられていない場合 ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的を開催し、従業者へ周知徹底 ・虐待防止の指針を整備 ・従業者への、虐待防止のための研修の定期的実施 ・上記措置を実施するための担当者の設置	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

< 加算料金 >

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	算定回数等
初回加算	3 0 0	ケアプランを新規に作成する利用者
特定事業所加算（Ⅰ）	5 1 9	1 月につき
特定事業所加算（Ⅱ）	4 2 1	1 月につき
特定事業所加算（Ⅲ）	3 2 3	1 月につき
特定事業所加算（A）	1 1 4	1 月につき

特定事業所医療介護連携加算	1 2 5	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2 5 0	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。（1月につき）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2 0 0	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4 5 0	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6 0 0	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6 0 0	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7 5 0	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより2回受けた（内1回はカンファレンスによる）場合 （入院又は入所期間中1回を限度）
通院・退所加算（Ⅲ）	9 0 0	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた（内1回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中1回を限度）

通院時情報連携加算	5 0	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2 0 0	利用者の病状が急変した場合や医療機関における診療方針の大きな変更があった場合など、居宅サービス計画書を速やかに変更して、居宅・地域密着型サービスの調整を行った場合（2 回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	4 0 0	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

特定事業所加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること	○	1 名以上	1 名以上	1 名以上
専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること	○	○	2 名以上	※1
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○

24 時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	※2
算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	—	—	—
当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	※2
域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること	○	○	○	○
介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	○	○	○	※2
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	※2
必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

※1：常勤・非常勤がそれぞれ1名以上

※2：他の事業所と連携することで、要件を満たすことが可能